第三百十四条の二第一項第五号を次のように改める。

五　前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ　新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払った場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新生命保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（同年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧生命保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（同年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3)　新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i)　新生命保険料　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii)　旧生命保険料　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

ロ　介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(2)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(4)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

ハ　新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（同年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円